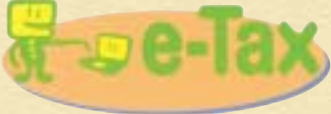


FOR TOMORROW

しづや法人

申告納税は
 e-Tax で!!



(初狩パーキングエリアにて 佐藤正人氏)

2008.1
No. **479**
平成20年

あけまして おめでとうございます

新年のあいさつ	3
税務コーナー(法人税・源泉所得税・印紙税・都税)	6
法人会事業アラカルト	9
歴史に学ぶ戦国人間学	12
都税コーナー	14

法人会掲示板 1月^{睦月}

法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の法律相談をご利用下さい。

日 時 毎週月曜日から金曜日まで（祝日等除く）
午前10時・11時・午後2時・3時・4時の5回
場 所 羽野島法律事務所（新橋）
相談料 1時間まで無料 追加30分：5,000円
申込先 東法連：TEL 3357-0771

1月・（2月）実施する主な事業（上記以外）

- ・1月10日 新年賀詞交歓会
- ・1月17日 第19ブロック税務講習会
- ・1月21日 相続税セミナー
- ・1月23日 源泉部会研修会
- ・1月29日 第15ブロック新年会
- ・1月30日 所得税確定申告書の書き方講習会
- ・2月5日 第6・11ブロック合同研修会
- ・2月7日 源泉研究部会役員会
- ・2月19日 印紙税セミナー
- ・2月25日 消費税研修会

■12月号訂正とお詫び

しづや法人12月号、3頁の渋谷税務署長納税表彰受彰者の中で、荻英夫様のお名前が「萩」となっております。訂正の上、お詫び申し上げます。

生活習慣病健診センター開設のご案内

毎年、黄色い往復葉書で5月、11月の数日間限定でご案内差し上げております（財）全日本労働福祉協会共催の生活習慣病健診を、毎週金曜日（除外日有り）に受診できることになりました。（これまで通り、通常のご案内も差し上げます）

但し、予約制ですので、詳しい内容、実施日、料金、受付時間、お申込方法などは、必ずお電話にて下記までお問合せ下さい。

<実施コース>

- 生活習慣病健診 Aコース

定例説明会等のお知らせ

《税務無料相談》

日時 1月9日（水） 午後1時～4時
場所 渋谷法人会館

《税務無料相談》

日時 1月23日（水） 午後1時～4時
場所 渋谷法人会館

《決算法人説明会》

日時 1月24日（木） 午後1時30分～4時
場所 渋谷区立商工会館 2F

該当の会社は是非ご出席下さい。

- 申告書用紙等発送予定日
法人税・消費税の確定申告書等

決 算 期	発送予定日
19年12月	20年1月下旬

- 生活習慣病健診 Sコース
- 生活習慣病健診 総合コース
- <オプション検査>（オプションのみの受け付けはできません）

- 前立腺腫瘍マーカー検査
- 女性健診
- C型肝炎

<お申込み・お問合せ先>

地域健診部 品川区旗の台6-16-11

TEL 03-3786-5848

お問合せ等電話受付時間

月～金 9:00～11:45 13:00～17:00

上記時間外及び土、日、祝日は留守番電話での対応となります。

創業明治41年 株式 藤屋
一ビル賃貸一 会社

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂2-5-8
電話：03-3462-0072 FAX：03-3496-1019

新年の
ご挨拶



社団法人渋谷法人会
会長 柳田 道康

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて昨年を振り返りますと、ニューヨーク原油が最高値を記録し、既に様々な製品、用品の値上げが始まりました。又、低所得者向け住宅融資「サブプライムローン」の焦げ付き、更に地球温暖化問題等々本年に影響を及ぼすことが懸念されております。

さてわが国の経済等を見ますと、食品業界の大手老舗による偽装が相次ぎ経営者としての資質が問われました。更に、なかなか進まない年金5,000万円の記録漏れ、安倍首相の突然の退陣、防衛省汚職、所得格差など決して明るい年ではなかった気がいたします。そんな中、我々中小企業の景気は大企業のような恩恵はまだまだ受けられず、政府が言う景気回復を実感できる状況には至っておりません。

この様な経済状況の現下、法人会を取り巻く環境も今後大きく転換することが考えられます。本年12月1日に公益法人制度改革に対する法律が施行され、平成25年までに新制度に移行し、公益社団法人の認定に向けた事業活動を推進することが必須条件になっております。

当法人会は、「健全なる納税者団体」として「納税意識の向上」と「税知識の普及」の研鑽に努めるとともに、中小企業に対する税制改正要望活動の実施により、経営の活性化を毎年提言し、会員企業の発展・支援に努めております。

又、公益法人として微力ながら、地域に密着した事業活動にも取り組んで参りましたが、さらに充実した活動を目指し、昨年社会貢献委員会を設立いたしました。

本年は中小企業の回復と健康で明るい年となりますことを願い、併せて会員企業のご繁栄と皆様のご多幸を祈念申し上げ新年の挨拶と致します。

謹賀新年



本年も一層の
ご協力をお願いします (順不同 敬称略)

会長 柳田 道康
副会長 村田 忠彦
" 五月女 進一
" 八木原 保仁
" 石田 重延
" 岩田 利夫
" 福井 貞孝
" 多治見 孝子
専務理事 相澤 悟
常任理事 平野 恒雄
" 雨宮 孝幸
" 黒澤 公博
" 鈴木 猛
" 柴田 修治
" 名取 康佑
" 藤木 隆
" 長谷川 伸二郎
" 梅原 利夫
" 堀内 一二
" 杉本 英健
" 穴戸 健

常任理事 和田 富士雄
" 福田 勝則
" 田中 茂
" 奥畑 茂
" 村田 英郎
" 稲垣 俊勝
" 藤田 幸直
" 久世 義昭
" 大平 秀則
" 増田 泰雄
" 青年部会長 森 美恵子
" 女性部会長 長島 祐司
理事 加藤 清治
" 佐藤 俊雄
" 佐藤 正人
" 東 宣昭
" 二渡 永八郎
" 海老澤 宏
" 朝倉 徳道
" 杉浦 賢吉
" 二宮 秀泰

理事 石井 沙与子
" 大塚 英雄
" 渡辺 博
" 桑原 保
" 小松 良郎
" 小林 英雄
" 伊藤 哲
" 浅妻 正行
" 新居 常男
" 近藤 英三
" 福井 恒夫
" 大石 隆士
" 山崎 登美子
" 平田 弁次
" 山田 英治
" 有馬 清種
" 星野 勇介
" 高木 總輔
" 荻 英夫
" 佐伯 英文
" 福田 武敬

理事 中村 浩士
" 村田 晋一
" 柳沢 憲輔
" 安原 喜一郎
" 滝島 聡
" 鈴木 庄治
" 光山 和徳
" 羽田 秀光
" 野口 アキラ
" 甲田 幸男
" 須藤 昭一
" 宮岡 誠穂
" 樋泉 涼秀
" 鈴木 清久
" 羽根田 忠夫
" 百瀬 智
" 高野 喜好
監事 遠藤 彦吉
" 斎藤 豊太郎
" 大塚 巖

新年の
ご挨拶



渋谷税務署
署長 佐藤 和助

新年あけましておめでとうございます。

平成20年の年頭に当たりまして、社団法人渋谷法人会の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

渋谷法人会におかれましては、「渋谷くみんの広場」における税のPR活動や税務研修会、講習会等を通じて、税知識の普及や組織の維持、発展に努められるとともに、昨年11月には、社会貢献委員会を創設され、今後、一層重要性を増すと考えられる社会貢献について、公益法人としての社会的責任を果たすために指導面・組織面の強化が図られるなど、その事業活動のご熱意とご労苦に心から敬意を表します。

また、現在、私どもが最重要課題として取り組んでおりますe-Taxの利用促進につきまして、実効性あるパソコン操作研修を実施するなど、その活動は大変頼もしく感じており、重ねて御礼申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子高齢化、経済社会の広域・複雑化、国際化、高度情報化などの進展から、社会・経済システムの変化が著しく、税務の仕事は一層、複雑で困難なものとなっております。

このような状況の下、私どもは、税務行政の使命である「適正・公平な課税の実現」及び「収納の確保」に向け、納税者の目線を意識した税務行政に今後も努力を傾注してまいり所存でございます。

皆様方には、従前から税務行政に多大なご支援を頂戴しているところでございますが、本年も引続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

社団法人渋谷法人会と会員の皆様にとりまして、本年が更なるご発展とご繁栄の年となりますよう祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

新年の
ご挨拶



東京都渋谷都税事務所
所長 兼森 雅夫

新年あけましておめでとうございます。

平成20年の年頭にあたりまして、社団法人渋谷法人会の皆様に謹んで新年のお祝いを申し上げます。旧年中は、柳田会長をはじめ、役員並びに会員の皆様には、東京都の税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。昨年中は、固定資産税及び法人二税の電子申告の説明会等の開催にあたり、格別な御配慮を賜り、改めて心より御礼申し上げます。

さて、東京都は、平成20年度予算の編成作業に入っているところでございます。「10年後の東京」の実現のため、都民の安心と安全を確保し、オリンピック招致など活力と魅力に溢れた東京の実現のための取り組みを本年も積極的に進めてまいります。一方、都税収入は、今年度に入り原油価格の高騰やサブプライム問題などが発生しており、今後、景気の動向に十分留意していく必要があると考えております。

東京都の施策を推進していくためには、必要な歳入を確保していくことが不可欠であり、都税の賦課徴収を担当する渋谷都税事務所といたしましては、本年も適正かつ公平な税務行政の推進に努めてまいり所存でございます。

また、納税者サービスをより一層充実させるため、法人二税及び固定資産税の償却資産の電子申告(eLTAX)の利用率を一層向上させてまいります。そのためには、なによりも会員の皆様のご理解、ご協力が必要です。渋谷法人会の皆様には、東京都の税務行政に対しまして、なお、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この新しい年が、渋谷法人会と会員の皆様にとりまして、更なるご発展とご繁栄の年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

新年のご挨拶



東京税理士会渋谷支部
支部長 原田 愿次

新年明けましておめでとうございます。

法人会の会員方々におかれましては、ご家族お揃いで、お健やかな初春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

私は、昨年6月の定期総会におきまして、東京税理士会渋谷支部支部長に就任いたしました原田愿次と申します。小野前支部長同様、宜しくお願い申し上げます。

さて、昨年の日本経済は、前半緩やかに景気が回復傾向との新聞報道があり、このまま回復するかの様でしたが、後半に入り、米国におけるサブプライム問題による経済の不透明感、また原油高による原材料の高騰などにより、中小企業の経営に手痛い打撃を受けた感がいたします。一方、政府税調が昨年発表した20年度税制改正では、個人所得税に関しては、配偶者控除、特定扶養控除廃止等により増税傾向に向かいつつあります。また、少子高齢化による社会保障費負担増に伴う消費税率引き上げの議論も活発に行われつつあります。数年先には、年金支給額増加に伴い、消費税は確実に引き上げられるものと思われます。法人会会員の皆様方にとりましては、大変厳しい時代が近い将来到来するのではないのでしょうか。この厳しい時代を乗り越える為には、経済社会の変化に個々の企業が機動力と探究心を持って、自社の企業価値を高めて、立ち向かって行く事が大切ではないのでしょうか。今後も税理士会では、中小企業の立場にたって税制改正等を法人会と共に要望していきたいと思っております。

最後になりますが、本年が法人会会員皆様方の飛躍の年になります様祈念いたしまして、新年のご挨拶と代えさせていただきます。



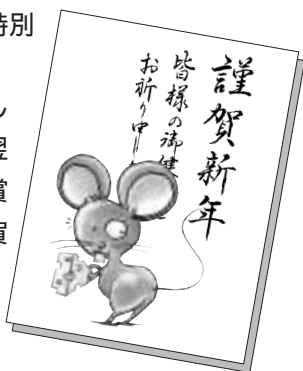
●年賀状

年始に手紙をやりとりする風習は古くからあり、平安時代の文献にもその記述が出てくるといふ。一般的になったのは明治時代になってから。明治6年（1873年）に郵便葉書

が発行され、安い料金で年賀状が出せるようになり、広まった。しかし、当時は年が明けてから出すのが普通。いつか配達が集中したため、1899年、現在のように暮れのうちに投函して、元日に配達される「年賀特別郵便」の制度ができた。

戦争でいったん中断したが、1948年に復活。翌年の発売分から抽選で賞品を贈るお年玉つき年賀はがきが売り出された。

最近、パソコンのカラー印刷に適したインクジェット紙のものが、発行枚数の半数を越える。でも、裏も表もパソコン印刷では味気ない。せめて一言、自筆の言葉を添えたいものだ。



●ブリ

波の音さっと切り裂く寒の鰯 福原幸江

アジ科の回遊魚。産卵のため、冬に日本近海まで南下してきたものは、寒ブリと呼ばれ、脂がのっておいしい。

成長によって名前が変わるブリは、出世魚として西日本の正月には欠かせない魚だ。江戸時代、富山湾で水揚げされた寒ブリを岐阜県の飛騨高山まで運んだ道が「ブリ街道」だ。ちょうど現在の国道41号とほぼ一致するこの道を、近年は「ノーベル街道」と呼ぶとか。日本人のノーベル賞受賞者12人のうち4人がこの街道に縁があるからだという。出世魚の効果なのだろうか。

刺身、照り焼きなど食べ方はさまざま。関西では1月20日、正月料理に使ったブリの骨を酒粕や野菜などと煮て食べる「骨正月」の風習があったが、今はすっかり廃れてしまった。



税務
コーナー

法人税
ひとくちメモ

他人の建物について行った
内部造作の減価償却の方法

Q 建物の減価償却の方法については、定率法を選択することはできず、定額法によりその計算を行うこととされています。

ところで、他人の建物について内部造作を行った場合には、その減価償却の方法についても定額法に限られることとなるのですか。

A 他人の建物について行った内部造作については、その内部造作が建物附属設備に該当する場合を除き、定額法により減価償却を行うこととなります。

なお、この場合の耐用年数については、耐用年数の適用等に関する取扱通達 1 - 1 - 3 ((他人の建物に対する造作の耐用年数)) により合理的に見積もった年数によることとなります。

(理由)

- 1 法人税法上、減価償却資産は限定列挙されているところであり(法人税法施行令第13条)、他人の建物について行った内部造作についても、そのいずれかに分類されることとなります。この場合、それが

法人税法施行令第13条((減価償却資産の範囲))に掲げる減価償却資産のいずれに当たるかについては、明確な規定は存しませんが、自己の建物について行った内部造作については当該建物の耐用年数を適用する取扱い(耐用年数の適用等に関する取扱通達 1 - 2 - 3)の考え方からすれば、他人の建物について行った内部造作についても、同条の規定上、建物附属設備に該当するものを除き、建物に含まれることと解するのが相当と考えられます。

- 2 したがって、他人の建物について行った内部造作のうち建物附属設備に該当しないものについては、減価償却の償却方法について定めた法人税法施行令第48条((減価償却資産の償却の方法))の適用上、同条第1項第1号の規定が適用されることとなりますので、その償却の方法は定額法に限られることとなります。

【関係法令通達】

法人税法施行令第13条、第48条

耐用年数の適用等に関する取扱通達 1 - 1 - 3、
1 - 2 - 3

詳しくは、法人課税第1部門審理担当もしくは税務相談室にお尋ねください。TEL 03-3463-9181

国税庁ホームページ「<http://www.nta.go.jp>」もあわせてご覧下さい。

印 紙 税

Q&A

写、副本、謄本等と表示された契約書の取扱い

Q 一つの契約について契約書を正副2通作った場合には、そのうち正本だけに印紙を貼ればよいのですか。それとも正副の2通とも印紙を貼らなければならないのですか。また、副本としないで写しとした場合はどうなりますか。

A 単なる控えとするための写、副本、謄本等は、原則として課税文書にはなりません。写、副本、謄本等であっても、契約当事者の双方又は相手方の署名押印があるなど、契約の成立を証明する目的で作成されたことが文書上明らかである場合には、課税

文書になります。

すなわち、印紙税は、契約が成立したという事実を課税対象とするのではなく、契約の成立を証明する目的で作成された文書を課税対象とするものですから、一つの契約について2通以上の文書が作成された場合であっても、その2通以上の文書がそれぞれ契約の成立を証明する目的で作成されたものであるならば、すべて印紙税の課税対象になります。

つまり、契約当事者の一方が所持するものには正本又は原本と表示し、他方が所持するものには、写し、副本、謄本などという表示をしても、それが契約の成立を証明する目的で作成されたものであるならば、正本又は原本と同様に印紙税の課税対象になります。

詳しくは、法人課税第3部門までお尋ねください。

TEL 3463-9181 (内線 5032 ~ 5034)

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

源泉所得税

Q&A

改正後の日仏租税条約の適用を受けるための
手続(日仏租税条約改正関係)

Q 我が社では仏国法人Aに対してAの有する著作権の使用料を支払っています。

仏国法人へ支払う著作権の使用料については、平成20年1月1日以降支払う分については我が国の租税が免税となる特典があると聞きましたが、特典を受けるためにはどのような手続が必要でしょうか。

A 「租税条約に関する届出書」のほか「特典条項に関する付表」及び「居住者証明」等が必要です。

【解説】

今般、日本政府とフランス共和国政府との間の租税条約(以下、「日仏租税条約」といいます。)の内容を部分的に改める「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書」(以下「改正議定書」といいます。)が平成19年12月1日に発効し、源泉所得税については平成20年1月1日から適用が開始されることになりました。

改正議定書の主な内容は以下のとおりです。

- 1 投資所得の源泉地国課税(限度税率)の引下げ
 - (1) 配当所得
 - イ 配当に対する限度税率の引下げ(一般:15%
10%)
 - ロ 親子間配当(直間10%以上の株式保有)については5%の限度税率を適用
さらに一定の親子間配当(日本源泉:直接15%

以上又は直間25%以上の株式保有、仏源泉:直間15%以上の株式保有)については源泉地国免税
(2) 利子所得

一定の金融機関等が受け取る利子所得については源泉地国免税(従来の限度税率は10%)

(3) 使用料

使用料については一律源泉地国免税(従来の限度税率は10%)

2 租税回避防止のための措置

(1) 特典条項の導入

(2) 条約濫用のための個別の取引を否認する規定の導入

3 その他

(1) 両国間で課税上の取扱いが異なる事業体への対応

(2) 匿名組合に対する課税上の取扱い(日本の源泉地国課税を確保)

支払を受ける者が、租税条約の適用により所得税の税率軽減や免除を受ける場合には、「租税条約に関する届出書」を対象となる支払を受けるときまでに、支払者を通じ、支払者の納税地の所轄税務署長へ提出することが必要とされています。

仏国居住者が支払を受ける著作権等の使用料については、この条約改正に伴い、平成20年1月1日以後支払を受けるべきものについては、免税の特典が受けられます。

改正後の日仏租税条約のような特典条項を有する条約の適用を受け著作権等の使用料の免税を受ける場合には、「租税条約に関する届出書」に加え、「特典条項に関する付表」、「居住者証明書」及びその支払の契約の内容を記載した書類の提出が必要とされています。

詳しくは、法人課税第4部門(源泉所得税担当)までお尋ねください。TEL 3463-9181(内線 5042)

都税事務所だより

Q&A

Q ペイジー (ATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング) を利用した場合、車検用納税証明はいつ発行できますか?

A ペイジーを利用して自動車税を納付していた場合、自動車税の継続検査(車検)の際に必要な納税証明書は、その場では発行することができません。このため東京都が納付を確認した後、別途郵送させていただいております。(都民の皆様が

らの特別な申請手続は必要ありません。)

なお、納期限が経過し、法律による延滞金が発生した場合には、納税証明書は郵送されません。その場合には未納分の納付書を郵送いたしますので、改めて未納分を納付してください。(その後、納税証明書を郵送いたします。)

ただし、皆様のお手元に、納税証明書が郵送されるまでに2週間程度を要します。車検証の有効期限が間近に迫っている場合には、自動車税の納付と同時に納税証明書を発行することができる、金融機関等の窓口やコンビニエンスストアで納付してください。



税務署法定調書及び所得税還付申告のお知らせ(e-Tax等)

● 税務署法定調書の提出期限は平成20年1月31日(木)です

「給与所得の源泉徴収票」や「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」等の「法定調書」の提出期限は、平成20年1月31日(木)です。早期提出にご協力をお願いいたします。

1 法定調書の提出枚数

一支払先につき原則として1枚です。

2 給与所得の源泉徴収票記載上のご注意

記載に当たっては「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。記載漏れのないよう、ご注意ください。

3 その他記載上のお願ひ

- (1) 法定調書の「署番号」欄には、渋谷税務署の場合「01141」と記載してください。
- (2) 法定調書と一緒に提出する「法定調書合計表」は、税務署から送付された入力用の「合計表」を使用して

ください。

4 郵送等で提出される場合

郵送等による提出で税務署の收受印を押印した「法定調書合計表」の「控」を必要とされる場合には、控用と返信用封筒を同封してください。

5 e-Tax及び光ディスク等による提出

税務署に提出する法定調書は、e-Tax及び光ディスク等により提出することもできます。e-Tax及び光ディスク等により法定調書を提出するための必要な手続きについては、渋谷税務署(資料情報担当)へお尋ねください。

[問い合わせ先]

渋谷税務署 個人課税第7部門(資料情報担当)
TEL 3463-9181 内線 2071~2073

● 所得税の還付申告をされる方へ！

還付申告の方は、1月から確定申告書を提出することができます。ご自分で書いて提出はお早めに！

- ・還付金の振込先の記入は確実にお願いします。
- ・振込み口座は、申告者(本人)名義に限ります。
- ・転居や結婚等により住所・氏名が変わったときは、金融機関で変更の手続きをしてください。
- ・記載相違、記載漏れや書類(源泉徴収票、医療費の領収書、その他必要な書類)の添付漏れ等がある場合には、税金を還付できないことがあります。

● インターネットを利用した申告書作成及び申告書送信システムのご案内

	作成帳票等	利用内容等	アドレス及び注意事項
国税庁 ホームページ (確定申告書等 作成コーナー)	・所得税確定申告書 ・青色申告決算書 ・収支内訳書 ・個人事業者の消費税等確定申告書 ・贈与税申告書	○作成コーナーを利用し作成した申告書をプリントアウトして、署名・押印をして、そのまま提出	http://www.nta.go.jp 適用される特例の内容等により、このコーナーをご利用できない場合がありますのでホームページでご確認ください。
国税電子申告・ 納税システム (e-Tax)	・所得税、法人税、消費税、印紙税及び酒税の申告 ・すべての国税の納付 ・国税に関する申請、届出等 	○国税庁ホームページで作成した申告書(贈与税は除く)を直接送信(提出) ○電子証明書を添付して申告すると、最高5,000円の税額控除適用 注1 ○源泉徴収票や医療費の領収書などの第三者作成書類の添付が省略可能。 注2 ○還付されるまでの期間が、通常6週間から3週間程度へ短縮	http://www.nta.go.jp 詳しくは、ホームページをご確認ください。 注1 平成19年分又は20年分のいずれかで1回適用 注2 書類の内容確認のため、確定申告期限から3年間、提出又は提示を求めることがあります。

● 所得税等確定申告書作成会の開催日程【国・都・区共催】

月 日	会 場	受付時間	注意事項
1月30日(水)	幡ヶ谷区民館	いずれの会場も 【午前】 9時30分~11時30分 【午後】 1時~4時	申告書の作成に必要な書類(申告書・源泉徴収票等)と印鑑、筆記具等をご持参ください。 所得税・消費税・住民税の申告書等の書き方のアドバイスと申告書等の受付を行います。 各会場ともお車でのご来場はご遠慮ください。
1月31日(木)	恵比寿区民館		
2月1日(金)	渋谷区役所 地下1階第3会議室		

問い合わせ 渋谷税務署 個人課税部門 TEL 3463-9181

● 所得税から住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)を引ききれなかった方へ

住宅ローン控除を所得税から控除しきれなかった分は、住民税(所得割)から控除されます。

申告期限までに「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別控除申告書」を提出する必要があります。

(詳しくは、渋谷区役所 税務課(Tel 3463-1211)へお尋ねください。)

e-Taxを体験してみよう！

法人会 事業 アラカルト

第7、8、9、10、12ブロック 合同研修会を開催する

さる11月20日(火) 渋谷東武ホテルに於いて合同研修会を開催。午後4時30分に梅原常任理事の司会で始まり、藤木常任理事の開催の挨拶の後、研修会を開催。今回は渋谷税務署(法人担当)本郷副署長を講師に招き、「儲け話と税金」と題し、貴重な話をお聴きしました。

「高齢者にも増えつつある資金の運用に当ってはリスクもよく考え、特においしい話には、裏があることも多いので充分ご注意を」とためになるアドバイスを受けました。

引続き会員交流のための懇親会に入り、道玄坂、円山、南平台、神泉、松濤、神山、富ヶ谷、上原地区の会員さんがお互いに名刺交換、会話に花を咲かせ、石田副会長の中締めで大変有意義な合同研修会は午後7時30分お開きとなった。参加者75名。



講師 本郷副署長



司会 梅原9ブロック長



挨拶 藤木7ブロック長

ブロック通信

第11ブロック 群馬フラワーパーク～赤城山へ

さる11月14日(水) 渋滞も無く快晴の心地良い景色を眺めてくつろいでいる人、いやいや、のどが渇いたからといって泡の液体を早々と飲む人など、にこやかな笑いの時間を過ごしていると突然の税金クイズが始ま



った。

平均65点とまずまずの成績で気が付けばフラワーパークの手前であった。

フラワーパークは秋花から冬花への転換期で植え替えが行われていた。

温かな晴天と緑のハーモニー、遠くを見れば赤や黄色く茂った木々の美しさ、風はさわやかに頬をかすめ、温室に入れば熱帯雨林のジャングル、ランの花が咲き乱れ甘い香りが鼻腔をくすぐり、日頃のストレスを解消させる穏やかなひと時を思う存分満喫した。

昼食は赤城山中腹の蕎麦屋は大きな庭があって、料亭の様なたたずまい、大きな海老の天ぷらと店の前の自家菜園で採れた3種類の野菜天ぷら、大皿に、割り子にした『へぎ蕎麦』のような4人前の蕎麦を食した。美味しかった。

お腹一杯でウトウトしたいところであったが、バスからの景色は赤や黄色に色づいた紅葉に目は釘付けになった。

日光のいろは坂のように曲がりくねった道を抜けるとリンゴの畑に着いた。りんごは甘く試食用は見る間に空になり、手にはリンゴが一杯のビニール袋をお土産に、リンゴのような赤い顔をしてゆったりした気持ちでバスに揺られていると渋谷に着いていた。

大畠耕太郎

みんなの力で法人会を大きく育てよう

第18ブロック バス見学研修会

11月16日に行われたバス研修会は、今年も受付初日に満席となり、キャンセル待ちが35名も出る大盛況となりました。

代々木を出発したバスは、東名道を静岡へ向かいます。車内では毎年恒例の税金クイズが行われました。今年は問題が難しく、皆で頭を悩ませながら、税について楽しく学ぶことができました。

伊豆に到着するとまずは修善寺・しいたけ狩り。大きくて肉厚のしいたけはお土産にも喜ばれました。

再びバスに乗り、浄蓮の滝へ移動します。この滝の魅力は迫力だけでなく、流れ落ちる水の透明度。コバルトブルーの水面は本当に美しく、一帯では、澄んだ水でしか育てられないというワサビが栽培されています。

そしてお待ちかねのお食事タイムは、伊豆牛や生ワサビといった名産品が盛り沢山のお料理に舌鼓を打ちました。食後のデザートは静岡名物みかん狩り。小粒でとっても甘いみかんはどんどん手が出るおいしさ



で、なんと30個以上召し上がった方もいたそうです！

すっかりお腹が満たされた後は駿河湾のミニクルージングへ。夕日がキラキラと輝く海に癒され、帰路につきました。日頃は忙しい皆様も静岡の自然を満喫された様子で、大満足の日となりました。

女性部会便り

講演と意見交換会開催！

11月7日(水) 渋谷法人会館にて爽やかな秋空の下、前回好評であった渋谷税務署 福地副署長を講師にお迎えし研修会を行ないました。題は「韓国ドラマと税金の歴史」。自らもファンでいらっしゃる韓国ドラマの話題から、朝鮮王朝を中心として当時の歴史・文化・税制の事や、また世界各地の古代から現代にわたる幅広い税制のあり方を学び、税の基本概念を理解することができました。

休憩を挟み、福地副署長のほか岡田第一統括官、坂井審理上席、堀審理上席にもご参加をいただき、各グループに分かれての意見交換会を行ないました。また、



この社会あなたの税が生きている

意見交換会ではさらに忌憚のない会員からの意見や質問が活発に飛び交い、グループごとの意見発表はe-Tax 普及へのアイディアから、道玄坂アダルトショップの税務調査特別Gメン設置の提案など熱気溢れる研修会となりました。中でも今後消費税率はどうなるのか、しっかり納めた税金なのに公平な使途が保たれるのか少々疑心暗鬼な意見もありました。

(広報担当 安井啓子)

まいど青年部

本郷副署長講演と意見交換会開催

去る、11月26日(月) 毎年恒例となっている渋谷税務署との青年部会意見交換会が渋谷法人会館で開催されました。

増田青年部会長の挨拶に続き、第一部は本郷副署長に「税金よもやま話」と題して、昨今の資金運用の変化やその儲けにかかる税金について話していただきました。社会情勢の変化で貯蓄から投資へと資金がなが



挨拶 増田部会長



講師 本郷副署長



少数に分かれての意見交換会

れる現状や、あまりにうまい話にはやはり畏があること、貯蓄から移る資金自体をねらう詐欺、税金を払ってでも行われる粉飾など、報道された事件を題材に、50分という時間には収まり切らないほどの内容でした。

休憩の後、第二部では、本郷副署長、岡田統括官、坂井上席、堀上席がそれぞれの班に加わり、出席者と共に座談会形式で討論をおこないました。座談会のテーマは、今後法人会でも大きな課題となる社会貢献についてでした。各会員で状況や環境も違いますが、各班それぞれ、活発な話し合いができていたようです。各班での会話を全体で分かち合うためにも、活気をそのまま、懇親会へ引き継いでもらうためにも、議論の尽きない座談会は一段落をつけていただきました。

懇親会は、石田副会長の乾杯の音頭で、立食形式で始まりました。そこここで名刺交換もしていただきながら、座談会の続きやお互いの近況、「サブプライムローン」問題、原材料の高騰からe-Taxの話まで、会話に花が咲きました。

e-Tax をご利用ください。
ご自宅のパソコンから申告などの手続きが簡単にできます。

さらに便利で
使いやすく！
ネットでもどこでも
申告・納税。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」を利用して所得税の申告をすると

- 1** ホームページからカンタン申告
- 2** 最高5,000円の税額控除
- 3** 添付書類が提出不要
- 4** 還付金がスピーディー

詳しくは、**イータックス** で **検索**

「e-Tax」ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

法人会 法人会は各社員の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

振替納税を利用しよう

歴史に学ぶ
戦国人間学

③1

小和田 哲男

(静岡大学教授)

武田 信繁 兄との二人三脚

武田信繁は信玄の4つ下の弟である。2人の父にあたる信虎は長男の信玄をきらい、二男の信繁のほうをかわいがっていて、家督を弟の方に譲るそぶりもみせ、実際、本来なら長男にやるべき名刀などを弟の信繁に渡したりしていたという。

このような場合、信繁の方がその気になって家督をつぎたいと考えれば、お定まりの家督争いに発展してしまうところであるが、信繁は常に兄信玄をたてていたため、家督争いにはならず、むしろ、信繁は兄信玄のよき協力者としての生き方を貫くのである。

その信繁が亡くなる3年前の永禄元年(1558)「古典厩より子息長老江異見九十九箇条之事」という家訓を残している。信繁は官途を左馬助となったので、「古い方の左馬助」という意味で、古典厩と呼ばれたからである。ちなみに、左馬助の唐名が典厩であった。

兄信玄が分国法「甲州法度之次第」を制定し、弟信繁が家訓「古典厩より子息長老江異見九十九箇条之事」を制定しているところも注目される。兄弟で、家法・家訓と、見事に分担しているからである。

さて、その九十九箇条の内容であるが、つぎのようなものがある。

一、戦場に於いて、聊も未練を為すべからざる事。呉子曰く、生を必ずするは則ち死し、死を必ずするは則ち生くと。

一、武勇専ら嗜むべき事。三略に云う、強将の下に弱卒無しと。

一、兄弟に対し、聊も疎略すべからざる事。後漢書に云う、兄弟は左右の手也と。

九十九箇条の調子で、自分のいうべきことははじめにいい、そのあと、古典籍を引用して、その裏づけになる説明を加えている。引用された書名をみただけでも、繁信がいかにたくさんの本を読んでいたかがわかる。

信繁は信玄の補佐役に徹していたが、永禄4年(1561)9月10日の川中島の戦い第4回戦で上杉謙信軍と戦い戦死している。37歳の若さであった。この家訓に「往生の書ならずということ無し」と書いた通り、遺書となってしまった。

できる人の説得力向上講座

壺阪 龍哉 (株)トムオフィス研究所代表取締役)

話す力はあなたの努力次第

説得力の第一歩は話すことから

我が国では、長い間「不言実行」が美德とされてきたが、世界の中の日本となった今日、あなたの考えを堂々と主張し、相手に理解してもらう能力が必要となってきた。あなたが、自ら積極的に話しかけなければ、なにも始まらない。

よく、「自己アピールは最初の30秒が勝負」とか、「3分間が人間関係のキーポイント」などと言われている。

要するに、限られた時間のなかで、自分の考えをしっかりと話し、相手を説得できるか否かが問われているのだ。まず、1分間であなたの自己紹介をしてみよう。

「名前」「年齢」「干支」「出身地」「血液型」「性格」「趣味」「得意とすること」「夢」「好きな言葉」の10項目を用意する。

実際に話し出すと、「名前」から「血液型」までは、だれもがハイス

ピードで紹介できる。

しかし、「性格」で言葉に詰まる人が意外に多いようだ。また、「趣味」はスラスラ話せるのに、「得意とすること」になると、考え込んでしまう人を多く見かける。

次に、3分間でまとまった話をしてみよう。たとえば、「私の名前」「私のくせ」「私の家族」とか「近頃の関心事」など、あなたの身近にいくらでも題材は転がっている。

「5W1H1C」で伝達効率を上げよう

伝えたい内容が100あったとしても、あなたの伝達能力が50%しかなければ、50しか相手に伝わらない。

逆に情報内容が80であったとしても、伝達能力が90%ある人は、72も伝えることができる。伝達能力を高めるには、あなたの日頃の熱意と努力次第だが、より効果的に進めるために「5W1H1C」でチェックしてみ

よう。

WHY...話す目的を明らかにする(なんのために話をするのか)

WHOM...どういう人たちに話すのか(聴き手の興味や関心事を掴む)

WHAT...話す中身を検討する(切り出し→本論→結び)

WHEN...時間の配分を工夫する(制限時間を分単位に配分)

WHERE...話す環境をチェックする(部屋の様子、聴き手は立っている、座っている)

HOW...話し方を改善する(話す態度、話す言葉、発音・音量・速度・タイミング)

CHECK...評価とフィードバック(親しい友人や上司に評価してもらう)

誰もが忙しく感じている今の時代、スピーチは短いほど受け入れられやすい。

人間の記憶に残るのは、情報の長さではなく、内容の濃さとインパクトであることを忘れないでいただきたい。

e-Taxを体験してみよう!

● コレステロール値は高めのほうが長生き

よく言われることであるが、医学は日進月歩である。コレステロールの医学も変貌している。

いわく「コレステロール値を下げても、心筋梗塞などのリスクに関係しない」「コレステロール値が低いほうが、がんになりやすい」「コレステロール値が高めのほうが長生きできる」といった、従来の常識をくつがえすデータが、最近、次々に発表されている。

1980年代からの各種疫学調査の集積によると、もっとも死亡率が低い総コレステロール値は、従来なら治療が必要とされた240～259mg/dlの人だという。特に更年期以降の女性や高齢の男性では、もっと値が高くて、心筋梗塞や脳卒中のリスクは少ないということもわかってきた。

● 低すぎると免疫力が低下
さらに総コレステロール値が低す



身近な健康法

後藤 有能

(医学ジャーナリスト)

中性脂肪値が高いと増える 超悪玉コレステロール



ぎると、がんによる死亡率が高まるという結果も報告されている。もともと、コレステロールは細胞膜を丈夫にし、細胞機能を高める役割を持つ。

コレステロール値が低下すると、そのぶん免疫細胞の働きも弱くなって免疫力が低下し、がんの発生を抑えられなくなる可能性がある。

● 対応に大きな変化はない

そして最近の話題といえば「超悪玉コレステロール」であろう。悪玉とされるLDLコレステロールが小型化したもので、小さい分、血管壁に入り込みやすく、酸化もされやすい。

なぜ、小型化するかというと、中性脂肪が関係する。血液中の中性脂肪値が高いと中性脂肪が大きくなって、一緒の乗り物(たんぱく質)に相乗りして体内をめぐるコレステロールが小さくならざるを得ない。

従って、超悪玉コレステロールを増やさないためには、過食を抑え、アルコール、間食は控えめにする。運動で中性脂肪を燃焼させ減らす。酸化を促進する喫煙はやめる。コレステロール医学は進んでも、その対応に大きな変化はない。

現代を生き抜く知恵

西都原 信 (ビジネス評論家)

「空気」読解力を高めよう！

■ その場の「空気」を読める人、読めない人

自分を取り巻く環境は、社会の変化とともに刻々と変化しているものである。その変化に、「気づく」「気づかない」かは、今を生きる現代人にとっては、大きな差となって表出していくことになるものである。

社会はどう動いていこうとしているのか、組織はどうか、自分の方向性はどうか、と言うように、自分を包み込んでいる、「空気」を敏感に感知して行かなければ、生き抜いていくことができないということができる。

日常の会話の中でも、「KY」ということがよく言われているともいう。つまり、その場にそぐわない発言や行動など、つまり今、何が話題の流れになっているかに関係なく、発言したり、行動を起こしたりすると、一人、その場で浮いた存在になるということになる。そのことを、「KY」(空気が読めない人)と、いうことのようなのだ。

つまり、臨機応変、状況判断の欠如ということができよう。こうした「空気」を読み取っていくには、いかに状況に対応していくかにかかっているということができる。

また、今の時代の「潮流」「時流」をよく感知して、「時

代の風」を背に受けて歩むことが「空気」を読み取る原動力になるだろう。

■ 「空気」を読み取るポイント

小さな動きにも関心をもつ

新聞の小さな記事にも問題意識をもって読むなど。

好奇心を旺盛に

自分に関係なくても、何でも知ろうという姿勢が重要。

「気づき」の態度を

繊細な感受性をもって、人、物に接していく。

一切の固定観念を捨てる

これまでの考え方に固執しない。考えてもどうしようもないことにこだわらない。

今日から明日を生きることを認識

常に前向きに思考していく。

■ 解答

■ 2五銀△同玉 ■ 3四馬△1五玉 ■ 2七桂△同と ■ 1六金まで七手詰。

■ 解説

初手 ■ 2七銀では△1五玉 ■ 2六銀に△同桂で詰みません。

まず ■ 2五銀が正解で△同とは ■ 1七金△1五玉 ■ 2七桂までです。

△2五同玉には ■ 3四馬が継続の好手で△同玉は ■ 3五金ですし△1五玉も ■ 2七桂が軽手で△同とに1六金までとなりまず。

会員の増加は、会員のメリットに通じる

平成19年11月入会の新入会員をご紹介します（順不同 / 敬称略）

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
1	(株)イズムコンサルティング	尾山 尚	渋谷区恵比寿4-23-14	5475-5600	資産運用コンサルティング業
3	リンク(株)	徐 貴亮	渋谷区猿楽町30-8	5428-3273	化粧品輸入卸売業
4	(有)仲宗根エージェンシー	仲宗根道子	渋谷区広尾1-1-7		不動産賃貸業
6	(有)よし系和学	中島 良江	渋谷区渋谷1-3-1	3406-6750	教育サービス 派遣
7	(株)シティ・ライフ・プランニング	和田 昌弘	渋谷区道玄坂1-15-3	3463-5622	不動産・建設
7	ゾルハラ(株)	李 泰権	渋谷区道玄坂1-15-3	6427-6066	貿易
7	(株)コールドウエルバンカー・アフィリエイトジャパン	定村 吉高	渋谷区道玄坂1-17-11	5456-9043	不動産業
8	(株)すずまる	広畑 哲也	渋谷区松涛1-1-3	3469-5846	放送制作
11	ウェブグラフィ(株)	松尾 弘美	渋谷区宇田川町34-5	5428-4807	ウェブサイト(マルチメディア)制作
11	(株)大久保	大久保 肇	渋谷区宇田川町37-11	3469-0205	不動産賃貸業
12	(株)ジーバル	石井 宏之	渋谷区富ヶ谷1-9-18	5452-1755	建設業
12	(株)ティーズ・アクト	多田 美江	渋谷区富ヶ谷2-16-5-501	3481-6808	芸能プロダクション
14	(株)フルーヴ	田上由里子	渋谷区神泉町1-18	5459-3562	コンサルティング
14	(株)清水吉井建築設計事務所	清水 良律	渋谷区笹塚1-39-17	3466-4090	建築設計事務所
16	(株)キャスト環境研究所	竹末 猛	渋谷区本町3-43-4	5333-6451	建築設計
17	イムテック(株)	江口 功	渋谷区初台1-11-1	3370-2080	レアメタル加工販売
17	リーズ(株)	小浜 勝也	渋谷区初台1-14-8	3378-7881	製造業貿易
17	奈良エンタープライズ(株)	奈良 慶義	渋谷区初台1-38-8	3374-7478	貿易
17	(有)ブックス・トキワ	青木 國宏	渋谷区代々木3-22-1	3299-2024	書籍・雑誌販売業
18	(有)アミュージア	濱田 和成	渋谷区代々木1-23-7	5358-6833	空間演出
18	(有)エヌフォースプロモーション	宮崎 賢	渋谷区代々木1-54-4	5302-0514	芸能プロダクション
18	(株)グラソフト	北本 譲	渋谷区代々木2-5-1-601	5304-0631	インターネット
18	(株)トミーズクリーエション	稲垣 俊勝	渋谷区千駄ヶ谷5-8-4	3225-1039	ユニーク雑貨企画販売
18	不二ビル管理(株)	重松 豊	渋谷区千駄ヶ谷5-23-19	3356-6052	ビルメンテナンス業
18	(株)アークトゥルス	本田 雅之	渋谷区代々木2-23-1	5333-4563	人材派遣業
18	ジオファーム(株)	三尾 彰	渋谷区代々木2-23-1	5358-8252	専門商社
18	ライフワークアーキテクト(株)	小田島 弘	渋谷区代々木2-23-1	3379-6176	建設業
19	レストラン アリスガーデン	本田 昭彦	渋谷区千駄ヶ谷1-17-1	3497-1371	飲食店
19	(株)ユー・コーポレーション	坂元 良郎	渋谷区千駄ヶ谷3-7-2	5775-6950	建築関連業務
19	(有)セイダ企画	清田 新吉	渋谷区千駄ヶ谷3-25-5	3403-6080	不動産業
20	(株)トリコデザイン	宮内 崇	渋谷区神宮前1-1-1	3403-0811	設計デザイン
20	(株)サロンド・かぐや姫	児倉 祥子	渋谷区神宮前1-2-14	3408-0767	美容業
20	新進通商(株)	鈴木 幸男	渋谷区神宮前1-10-34-212	5474-5522	金属加工

あなたと都税

1



東京都主税局からのお知らせ

- 23区内に償却資産をお持ちの方へ -

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区)

償却資産とは	土地及び家屋以外の事業用資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものです。 例えば、会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等があります。
申告が必要な方	平成20年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所
申告期限	平成20年1月31日(木)

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX: エルタックス)をご利用できます

詳しくは、eLTAXホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。eLTAXサポートデスク(0570-081459)までお問い合わせください。

23区内における平成20年度の企業電算処理方式による申告について、帳簿価額欄の記載は、昨年どおりの方法により算出した額または未記入で差し支えありません（評価額の算出方法は変更ありません。）

詳しくは、「申告の手引」または主税局ホームページをご覧ください。資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

東京都主税局からのお知らせ

- 23区内に土地をお持ちの方 -

住宅用地(23区内)の申告はお済みですか？

～住宅用地(23区内)は、

固定資産税・都市計画税が軽減されます～

住宅用地とは	住宅の敷地として利用されている土地
申告が必要な場合	○住宅を新築・増築した場合 ○住宅の全部または一部を取り壊した場合 ○住宅を建て替える場合 ○家屋の全部または一部の用途(利用状況)を変更した場合 ○土地の用途(利用状況)を変更した場合 ○住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合
申告方法	「固定資産税の住宅用地等申告書」に必要事項をご記入のうえ、土地が所在する区にある都税事務所の土地係に提出してください。
申告期限	平成20年 1月31日(木)

詳しくは、土地が所在する区にある都税事務所の土地係までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

渋谷区都税事務所 固定資産税課 土地係 電話 03(3463)4397

主税局総務部総務課相談広報係 電話 03(5388)2924

〔訃報〕 村山 仙太郎 氏(享年86歳)



常任理事、第19ブロック長として法人会に多大な貢献をいただきました村山仙太郎氏が去る11月9日逝去されました。ここに謹んでご報告いたしますと共に、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

●1月の税務

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
 - (1) 提出期限本年度最初の給与支払日の前日
 - (2) 提出先給与の支払者(所轄税務署長)
- 支払調書の提出 提出期限... 1月31日
- 源泉徴収票の交付
 - (1) 交付期限... 1月31日
 - (2) 交付先...(イ)所轄税務署長 (ロ)受給者
- 固定資産税の償却資産に関する申告

申告期限... 1月31日
- 個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)

納期限... 1月中で市町村の条例で定める日
- 19年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

納期限... 1月10日(年2回納付の特例適用者は19年7月から12月までの徴収分を1月10日までに納付、納期特例届出書提出者は1月22日までに納付)
- 11月決算法人の確定申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税

申告期限... 1月31日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税

申告期限... 1月31日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税

申告期限... 1月31日
- 5月決算法人の中間申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ...半期分

申告期限... 1月31日
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告 消費税・地方消費税

申告期限... 1月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の11月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告 消費税・地方消費税

申告期限... 1月31日
- 給与支払報告書の提出
 - (1) 提出期限... 1月31日
 - (2) 提出義務者... 1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
 - (3) 提出先... 給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

詰将棋

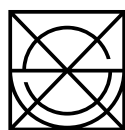
出題 六段 沼 春雄

■ヒント

焦点の捨て駒に好手があります。手数の割に難問でしょう。
(考慮10分で初段)



RENTAL OFFICE
information



SHIBUYA
NEXUS

渋谷駅より徒歩3分

好立地のハイグレードオフィス

全室に高速インターネット回線を完備

レンタルオフィス **シブヤ・ネクサス**

TEL 03-3461-9100 FAX 03-3461-2200

E-Mail info@shibuya-nexus.biz

<http://www.shibuya-nexus.biz/>

<http://www.iwakioptic.co.jp/>

 Iwaki®



しぶや法人 第479号 / 平成20年 1 月 1 日発行(毎月 1 回 1 日発行) 平成 6 年 3 月30日 第三種郵便物認可

発行人 柳田 道康 発行所 渋谷区神泉町9-10 社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180

URL:<http://www.houjinkai.shibuya.tokyo.jp/> 定価105円(会員の購読料は会費に含まれています。)